

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）定款第6条に定められた会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする障害者施設等は、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 本会の会員が納入すべき会費について、次のように定める。

- (1) 入所施設は、年額10,000円（新事業体系で施設入所事業を行う施設を含む。）
 - (2) 通所施設は、年額5,000円
 - (3) 地域活動支援センターは、年額3,000円
- 2 会費は、入会する歴月に関係なく、全額を納入しなければならない。
- 3 既納の会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 4 会費の額の変更については、社員総会の決議による。

(会員の権利)

第4条 会員は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会の社員として、社員総会において社員としての権利を行使できる。

(会員の資格喪失)

第5条 会員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会員が、退会届（別記様式第2号）を会長に提出し、受理されたとき
- (2) 会員が、次のいずれかに該当し、総会の決議により除名されたとき
 - ア、定款その他規則に違反したとき
 - イ、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ウ、その他除名すべき正当な事由があるとき
- (3) 前2項の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったとき
 - ア、当該会員が解散したとき
 - イ、会費等の支払い義務を6か月以上履行しなかったとき。ただし、特別の理由があり、理事会の承認を得た場合を除く

(会員名簿)

第6条 本会は、会員名簿を作成する。

- 2 会員名簿は、事務局に備え置かなければならない。
- 3 会員名簿は、10年間保存する。

(年度)

第7条 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、会費の改定については総会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 群馬県社会就労センター協議会の会員で、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会員となる者の平成26年度会費は、群馬県社会就労センター協議会から引き継ぐものとする。